

平成28年11月11日

関係者各位

林材業労災防止協会福島県支部

車両系木材伐出機械運転業務特別教育（学科講習）について

近年労働災害が増加する傾向にある車両系林業機械の運転の業務について、平成26年11月29日、労働安全衛生規則の一部が改正され、「伐木等機械の運転の業務」「走行集材機械の運転の業務」「簡易架線集材装置の運転の業務」が、特別教育を必要とする業務に追加されました。

この規定は、平成26年12月1日から施行となりましたが、平成28年11月30日時点において各機械の運転に2年6ヶ月以上従事した経験を有する者は、実技教育の全部の科目を省略することができます。当支部では、労働安全衛生規則37条の規定に基づき、特別教育の科目の省略（学科教育の一部、実技教育の全部）を適用して実施いたしますので、特別教育の省略に必要な書類（実務経験証明書）を添付して申し込んでください。

1 受講資格 満18歳以上で上記の条件を満たす方。それ以外の方は別途実技教育の受講が必要ですのでお問い合わせください。

※ 実技講習は車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者であること。

2 講習区分

運転業務区分 (道路上を走行させる運転を除く)	機械区分	含まれる機械 (例えば)
走行集材機械の運転の業務	車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・フォワーダ ・スキッド ・集材車 ・集材用トラクター（ブルも含む）
伐木等機械の運転の業務	伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・ハーベスター ・プロセッサ ・フェラーバンチャ ・木材グラップル機 ・グラップルソー
簡易架線集材装置の運転の業務	集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属するものにより構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬設備をいう。	・スイングヤーダー ・タワーヤーダー ・集材ウインチ機

3 開催日時・開催場所

月日	時間	開催地	会場
12月7日(水) ～8日(木)	9時00分 ～ 17時00分	福島市	福島県青少年会館2F 第2研修室 福島市黒岩字田部屋53-5 TEL 024-546-8311

【車両系木材伐出機械の特別教育カリキュラム】(学科)

このカリキュラムは「免除後」のカリキュラムです。

1 日 目 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

科 目 等	講 習 時 間	
	実施時間	免除時間
① 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育		
ア 走行集材機械に関する知識	1 時間	
イ 走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	1 時間	
ウ 走行集材機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間	
オ 関係法令	1 時間	
小 計	6 時間	
①-2 関係法令 ②のオと③のオをまとめて1時間実施	1 時間	

2 日 目 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

② 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育		
ア 伐木等機械に関する知識	1 時間	
イ 伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識		1 時間
ウ 伐木等機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識		1 時間
オ 関係法令	(1 時間)	(1 時間)
小 計	3 時間	3 時間
[免除措置] ①の修了者は、②の「イ」「エ」の科目は免除となる。		
③ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育		
ア 簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	1 時間	
イ 架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識		1 時間
ウ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	2 時間	
エ 簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	1 時間	
オ 関係法令	(1 時間)	(1 時間)
小 計	4 時間	2 時間
[免除措置] 関係法令は3科目分をまとめて1日目に2時間で実施する。(①-2) ②の伐木等の運転の業務に係る特別教育修了者は③の「イ」の科目は免除となる。 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育修了者は③の「ウ」の科目が免除となる。		
総 計	1 4 時間	5 時間

①と①-2までを1日目に実施する。

5 受講料等 (テキスト代、消費税を含む)

講習3区分 (①②③) 受講者 このうち 機械集材装置運転業務特別教育修了者	一般 34,000円 一般 30,000円	会員 30,000円 会員 26,000円
講習2区分受講者	一般 26,000円	会員 24,000円
講習1区分受講者	一般 20,000円	会員 18,000円

6 募集人員 30名 定員になり次第締め切ります。

7 申込方法 〒960-8043 福島市中町5番18号 実施会場には送付しないこと
林材業労災防止協会 福島県支部
TEL 024-523-3307 FAX 024-521-1308

申込書は林災防福島県支部のHPからダウンロードしてください。インターネットをお使いにならない場合はお送りしますので、支部までご連絡ください。

電話等で受講の可否を確認の上、申込書に写真(縦3cm×横2.5cm)を添えて当支部あて送付してください。(写真は1年以内に撮影したもの)

なお、それぞれの区分ごとに2年6ヶ月以上実務経験の有する「実務経験証明書」と修了書の写しを添付してください。

用紙2の2① 走行集材機械の運転の業務 (安衛則第36条第6号の3)

用紙2の1② 伐木等機械の運転の業務 (安衛則第36条第6号の2)

用紙2の3③ 簡易架線集材装置等の運転の業務 (安衛則第36条第7号の2)

※ 「実務経験証明書」の書類に虚偽の記載があると認められた場合は、修了書を交付できないことがあります。また、罰せられますので十分注意してください。

実務経験証明書の用紙は科目別に3種類ありますので、該当するもので作成してください。

受講料振込口座 東邦銀行本店営業部 (普通) 14449
林材業労災防止協会福島県支部

8 修了書交付 定められた講習時間を受講した者に対し修了書を交付します。

9 その他 詳細については、お問い合わせください。
3科目受講者を対象とした時間省略のカリキュラムを組んでおりますので、①以外の②③を受講する場合でも2日間受講していただきます。ご承知おきください。

持参品 筆記用具、昼食(各自ご準備ください)
ごみの持ち帰りにご協力ください。

平成28年11月11日

受講者各位

林材業労災防止協会福島県支部

車両系木材伐出機械運転業務特別教育（実技講習）について

車両系木材伐出機械の特別教育（学科）修了者を対象にした実技教育を下記のとおり開催いたします。

1 受講資格

車両系木材伐出機械運転業務の学科教育修了者で実技免除に該当しない者。

車両系建設機械運転技能講習、小型車両系建設機械の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者であること。

2 講習区分

運転業務区分 (道路上を走行させる運転を除く)	機械区分	含まれる機械 (例えば)
走行集材機械の運転の業務	車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・フォワーダ ・スキッダ ・集材車 ・集材用トラクター（ブルも含む）
伐木等機械の運転の業務	伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものいう。	・ハーベスター ・プロセッサ ・フェラーバンチャ ・木材グラップル機 ・グラップルソー
簡易架線集材装置の運転の業務	集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに付属するものにより構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬設備をいう。	・スイングヤーダー ・タワーヤーダー ・集材ウインチ機

3 開催日・開催場所

平成 年 月 日（ ）～ 日（ ）
現在調整中につき決まり次第ご連絡いたします。

4 集合場所・時間

現在調整中

5 募集人員

各科目20名

受付後研修現場へ移動、現地解散。

6 カリキュラム

科目等	講習時間
① 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	
走行集材機械の作業のための装置の操作	3時間
小計	3時間
② 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	
伐木等機械の作業のための装置の操作	4時間
小計	4時間
③ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	3時間
ワイヤーロープの取扱い	4時間
小計	7時間
総計	14時間

7 受講料（消費税を含む）と振込先

走行集材機械の運転業務に係る特別教育	12,000円
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	16,000円
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	28,000円

受講料には消費税を含みます。複数科目受講の場合は合算した金額となります。

受講料振込口座 東邦銀行本店営業部（普通）14449
 林材業労災防止協会福島県支部（リンザイギョウロウサイホウシキョウカイフクシマケンシブ）

8 修了書交付 定められた講習時間を受講した者に対し修了書を交付します。

9 持参品 学科講習時に指示されたもの、昼食(各自ご準備ください)
 ごみの持ち帰りにご協力ください。

10 問い合わせ先 024-523-3307 斎藤・加藤